

月1で学ぶ！  
消費者の賢コツ

## 18歳からの消費生活② ーリボ払いってなに？ー

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

（月～金午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く））

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



12月号ではクレジットカードについて紹介しました。今回はリボ払いについて紹介します。

### リボ払いとは

リボ払いは利用金額・件数にかかわらず、あらかじめ設定した金額を毎月支払います。支払いが一定金額である一方、手数料が高い傾向にある、支払い終了時期が分かりにくいなどの点で注意が必要です。

リボ払いで  
借入残高が高額  
になることも

#### ○事例1

カードの申し込み時にリボ払い専用のカードであることに気づかず、約10年間カード支払いの利用を続けた。利用明細は確認しておらず、気づいたら借入残高は約100万円になっていた。

#### ○事例2

偶然、カードの利用明細を確認したところ、手数料率15%で毎月3万円の返済をするリボ払いになっており、借入残高は約80万円になっていた。以前、クレジット会社からリボ払いを進められ、了承した記憶はあるが詳しい話は聞かなかった。

### 意図しないリボ払いに気をつけるために

○クレジットカードを申し込む前に、支払い方法を必ず確認しましょう。

○毎月の利用明細を必ず確認しましょう。リボ払いを使用する場合は、借入残高と支払額を特に確認しましょう。

○リボ払いへ変更を促す勧誘があった時は、よく考えてから変更を決めましょう。